

(3) その他サービス（短期入所系サービス・福祉用具貸与）

○上記の訪問系サービス及び通所系サービスと同様の整理とし、従業者の兼務及び設備の共用を認める取扱いとする。

Q2. 平成18年4月の施行に向け、介護予防サービス事業者の指定については、相当の事務負担が短期間に集中して生じることとなるが、既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業所の指定を受ける場合に指定事務の簡素化は図られないのか。

A.

1. 介護予防サービス事業者の指定については、平成18年4月の施行に向け、相当数の事業者から都道府県等に対して申請がなされることが想定され、各都道府県等においては、短期間に、相当程度の事務負担が生ずることが想定される。
2. 特に、新要支援者となる利用者が、継続してサービスを受けることが可能となるよう、介護給付のサービス事業所の指定を現に受けている事業者が介護予防サービス事業所の指定を受ける場合には、できる限り速やかに指定事務を完了させることが必要である。
3. このため、都道府県等におけるこうした事務負担軽減の観点から、指定に当たっての事務手続の緩和措置を講じることとし、具体的には、既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者からの申請においては、申請に当たり必要となる書類について、別添①のとおり簡素化を図ることを考えているところである。
4. なお、本取扱いは、既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、現在の事業規模（定員、面積等）のまま介護予防サービス事業所の指定を受ける場合の都道府県等の事務負担の軽減の観点から行うものであり、現在の事業規模を拡大する場合や、これまで、介護給付のサービス事業所の指定を受けていない事業者が介護予防サービス事業所の指定を新たに受ける場合には、都道府県等において、改めてきちんと指定基準の適合性について審査を行うことが必要である。